

# いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant  
Corporation

2020/03/10

VOL.98

## ● 当事務所の勤務体制について

皆さま方も新型コロナウイルスの感染拡大防止のために様々な措置を検討していることと思います。

弊所では、新型コロナウイルスへの対応のため、感染拡大の回避および関係者の安全確保を目的とした接触機会の減少のため、3月2日より職員の勤務体制を「フレックスタイム制」および一部「在宅勤務」を実施しております。

弊所においては、すべての職員を在宅勤務とすることは業務上困難なため、「フレックスタイム制」をコアタイムの設定せずに導入(フレキシブルタイムは5:00~22:00)し、働く日には事務所にて長めに働いてもらい、「出社しなくても良い日」を作ってもらうこととしています。また、労務相談等事務所でなくとも対応

可能なものにつきましては、「在宅勤務」で対応することや通勤混雑を避けるため土日の休日と同一週の平日の「振替休日」も推奨しております。

そのため、電話でのご連絡については、ご迷惑をお掛けしてしまうことも予想されます。お問合せの際はできるだけ、担当者宛にメールを頂けますようご理解ご協力をお願い致します。

なお、お客様との打ち合わせはできるだけ非対面式（電話、Web会議等）で対応させていただきます。

また、お打ち合わせの際に職員がマスクを着用して対応することもございます。

重ねて、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

## ● 新型コロナウイルス関連の情報

### (1) 労働者を休ませる場合の措置

政府より労働者に発熱がある等の場合は、自主的に会社等を休むよう要請されているところです。この場合の自主的な欠勤について、年次有給休暇を使用させることは問題ありません。もちろん、新型コロナウイルスに感染した労働者が休業する場合には、休業手当を支払う必要はありません。

なお、37.5℃以上ある方等感染が疑われる労働者を一律に休ませた場合には、「使用者の責

に帰すべき事由による休業」に該当すると判断されますので、休業手当（平均賃金の60%）以上の補てんが必要となります。

発熱による自宅待機期間中は（一定の条件を満たせば）、健康保険から『傷病手当金』が受けられ認めることになっています。傷病手当金は、休業4日目以降、給与のおおよそ2/3が受けられるものです。

### (2) 労働者を休ませた場合の助成金

#### ① 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

- (ア) 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した少学校等に通う子
- (イ) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

上記(ア)、(イ)の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年

次有給休暇とは、別の有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して支給されま

す。支給額は、休暇中に払った賃金相当額（支給額は8,330円/日を上限）となってい

ます。適用日は2月27日から3月31日までに取得した休暇が対象となります。

②新型コロナウイルスの影響を受けて事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する助成金  
新型コロナウイルスの影響による事業活動が縮小したため、休業等を行った場合に助成対象となります。

の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合等が対象となります。

例えば、(ア)取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合、(イ)国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合、(ウ)風評被害により観光客

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの間に適用され、支給される額は、企業が負担した休業手当等の2/3(大企業は1/2)となっています。ただし、対象労働者一人当たりの上限は8,330円/日となっています。

### (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定を整備

#### ①テレワークを新規で導入する中小事業主

新型コロナウイルス対策としてテレワークを新規で導入する中小事業主に対して、(ア)テレワーク用通信機器の導入・運用、(イ)就業規則、労使協定等の作成・変更等を行い、令和2年2月17日～令和5月31日までの期

間にテレワークを実施した労働者が1人以上いることが要件となっています。支給額は、上記取り組みにかかった費用の1/2(上限100万円)となっています。

#### ②休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

新型コロナウイルス対策として、休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して、(ア)就業規則等の作成・変更、(イ)労務管理用機器等の購入・更新等を行い、令和2年2月17日～令和5月31日ま

での期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備することが要件となっています。支給額は上記取り組みにかかった費用の3/4(上限額50万円)となっています。

## ● 健康保険料率の改定

多くの健康保険組合において、本年3月より、健康保険・介護保険の料率が変更となります。

協会けんぽ東京支部においては、下記の通りの変更となっています。他府県の協会けんぽ、その他の健康保険組合については、当事務所にご確認ください。

なお、3月分保険料とは、4月末日納付分となっています。社会保険料の被保険者からの控除は、原則として、翌月給与から徴収します。したがって、3月分保険料を徴収する月は、「4月」に支払われる給与となりますのでご注意ください。

#### 【協会けんぽ東京支部】

健康保険料率 9. 90% → 9. 87%

介護保険料率 1. 73% → 1. 79%